

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の施行について

昭和三十八年四月二日発防第二四九号
警察本部長より各部・課・室・校・署長あて

昭和三十八年度第一回定例県議会において公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十八年四月石川県条例第九号。以下「条例」という。）が成立、四月一日公布され、五月一日から施行されることになったので、次の諸点に留意し、適正な運用を図らねたい。

なお、石川県押売等防止条例解説送付について

（昭和三十二年一月二十五日付発防第五七号）

押売等防止条例の一部改正施行について

（昭和三十六年四月八日付発防第二〇二号）は廃止する。

記

第一 条例制定の趣旨

最近の県下の情勢を見るに、関東、関西の暴力団が勢力拡張の谷間として入り込み、暴力組織維持の資金源獲得のための各種の違法行為によつて県民は著しく不安と迷惑を蒙っている。

また、青少年層におけるぐれん隊組織や、中、高校生間においては、番長制度が目立ち暴力団の予備軍的性格にあり、刑法や軽犯罪法等現行法令の違反行為をはじめとして、法の盲点をついた暴力的不良行為や、迷惑行為が日常茶飯事のように行なわれ、一般公衆に著しく迷惑を与えている実情にある。

そこで、現行法令の周辺的行為のために取締りが困難である反社会的行為のうちから特に公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等をとらえ、これを規制することによつて、県民をはじめ、県内に滞在する者および通過する者等の生活の平穩を保持することを目的

として制定されたものである。

従つてこの条例は主として、いわゆるぐれん隊等が暴力的不良行為等によつて公衆に著しく迷惑をかける行為を防止しようとするものであるから、運用にあつては、その目的、趣旨を誤つて解釈し、乱用することのないようにしなければならない。

第二 条例の概要

- 1 第一条においては、この条例の目的を明確に規定し、公衆に対する暴力的不良行為等を防止し県民生活の平穩を保持することを宣明したものである。

したがつて、労働運動や政治活動を対象としたものではない。

- 2 第二条においては、いわゆるぐれん隊的行為を規定したので、第一項においてぐれん隊等による粗野乱暴な言動、第二項では婦女に対する卑わいな言動、第三項では祭礼または興行等の催し物が行なわれる際に多数が集つている場所でその場を混乱させるような言動を禁止して、善良な県民の行動および意思の自由と善良な風俗環境を保護し、人為的災害の発生を未然に防止しようとするものである。

本条は公衆である不特定多数人を対象としたものであるから、労働者対雇主のように特定者の行為を対象としていない。

- 3 第三条は、現在制定されている石川県押売等防止条例の不備欠陥を整備して本条例に統合したもので、家庭を訪れるものに対しては住居の平穩および意思の自由を保護して無用の財産的損失を防止し、公共の場所においては、街頭における風俗環境および個人の意思の自由を保護し、財産上の損失を防止しようとするものである。
- 4 第四条は、乗車券等の不当な売買行為、いわゆるダフヤ行為を購入と販売の両面からとらえて禁止し、運送機関や娯楽施設利用の機会均等権を保護しようとするものである。
- 5 第五条は、座席等の不当な供与行為、いわゆるシヨバヤ行為を禁止したもので、座席等の利用の機会均等権を保護しようとするものである。

- 6 第六条は、景品買い行為等を禁止したもので、遊技客の射倖心を著しく助長している景品買い行為を規制することによつて、街頭における風俗環境および個人の行動の自由を保護しようとするものである。
- 7 第七条は、わいせつ客引きおよびわいせつ仮装客引きならびに暴力客引きを禁止したもので、公共の場所における個人の意思ならびに行動の自由と善良な風俗環境を保護しようとするものである。
- 8 第八条は、従来のはなし状態であつたモーターボート等によるいわゆる水上ぐれん隊的行為を禁止し、海水浴場等における人為的被害を未然に防止しようとするものである。
- 9 第九条は罰則規定であるが、条例で規制する行為の悪性評価は、刑法より軽く、軽犯罪法より重い周辺の行為という点からこれに相当する罰則とし、常習者に対しては、加罰規定としたものである。

第三 運用方針

1 部内態勢の確立

この条例の適正な運用、効率化を図るためには、まず部内態勢を十分に整えておかねばならない。

そのために次の事項について徹底を図り、実効を期すること。

(1) 取締り意欲の向上

この条例は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を取締まるものであるところから、県民の支持、期待も大きく従つて、警察に課せられた責務も大きいものがあり、取締りの成果いかによつては、県民の不信の原因ともなるので、これらの事犯に対しては積極的な意欲をもつて取締りにあたるよう指導するとともに、取締り意欲向上方策に創意工夫をこらし実施すること。

(2) 教養の徹底

この条例に規制する行為は、場所的要件、形態的要件等が付加されて、構成要件となつている点が多く、また刑法、軽犯罪法、その他特別法令の関係条項と競合する場合が相当あるので、この条例の趣旨、目的はもちろん、取締りならびに事件処理要領、関

係法令等について十分な教養を実施し、運用の適正化、効率化を図ること。

(3) 実態のは握

この条例に規定する行為の実態については、その署管内における違反行為の状況、違反者の状況等を十分には握しておき、取締りに活用するとともに、常習性の認定資料として利用を図ること。

(4) 取締りの実施

五月一日条例施行と同時に強力な指導取締りを実施して、一般県民に対しては注意警告などによつて条例の趣旨の徹底を図るが、ぐれん隊等の不良行為については徹底検挙に努めること。

2 広報の徹底等

四月一日から実施中の「迷惑をかけない運動」を強力に推進して広報活動を活?に行ない、一般県民に条例の趣旨、内容を徹底して関心を高めるとともに、迷惑行為等の追放について県民の支持、協力をうるようにつとめること。

広報活動等の具体的事項については、昭和三十八年二月十二日付発防第五八号迷惑をかけない運動の実施についての通達により実施すること。

第四 運用上の留意事項

1 人権の尊重

この条例の運用にあつては、法令の適用等を誤り、または条例制定の趣旨を逸脱して、不当に人権を侵害し、あるいは不当な取扱いによつて、県民の批判または不信をかうなどのことがないように留意すること。

2 条例と既存法令との関係

条例違反と既存法令違反との関係は、一応常態的關係において原則的には明らかであるが、行為の態様によつては例外として法条競合により措置する場合もありうるのであつて、これの運用にあつては、具体的事案に即して判断しなければならない。

従つて、既存法令との関係を十分理解し、適切な判断に基づいて

法令の適用に誤りのないように留意すること。

3 捜査要領

この条例違反の捜査は、すべて刑事訴訟法、犯罪捜査規範等の一般原則にのつとつて行うことはもちろんであるが、事案の性質上特に次の諸点に留意して、捜査の適正を期すること。

(1) 捜査の基本は、あくまでも任意捜査を原則とするが、現行犯逮捕については、刑訴法第二百七条に規定されている逮捕の制限を受けないので、特に前歴者等の悪質違反者に対してはこの条例を最高度に活用して、取締りの実効をあげるようにすること。

(2) 被害者、参考人の取扱いについては事案が軽微であり、相手がぐれん隊等の事情などから特に取扱いに慎重を期し、誤解や不快の念を懐かせないように事情を説明して、自発的に協力を得るように努めるとともに、これらの者の保護についても十分留意すること。

(3) この条例に規定する違反行為は、目的または行為の形態等の要件が相当多く付加されているので、捜査書類の作成にあたってはこれらの点に十分留意し、その状況をできるだけ具体的に記載するようにつとめ、構成要件について欠けるところのないようにすること。

また、他の法令と競合する場合は、条例違反事項だけでなく、両罪の構成要件を充足せしめるよう配意すること。

(4) 常習違反者に対する常習性の立証については、その判断の資料に制限がないので、犯歴や軽微な事案の積立方式の活用などあらゆる状況から常習性を認定しうるような資料を収集するように努めること。